



保留地ご購入の流れ

(森田北東部地区の場合)

ご説明

購入を希望される保留地の詳細について、職員がご説明します。

申込み

保留地買受申込書の提出

お申込みの際にご用意いただくもの

実印

実印の「印鑑登録証明書 1通」

ご契約

保留地売買契約（契約書は市で作成します）

ご契約の際にご用意いただくもの

実印

収入印紙（契約書に貼付します。印紙額は市からお知らせします。）

登録免許税（現金にて用意ください。金額は市からお知らせします。）

ご契約時に納付用紙をお渡ししますので、ご契約から1週間以内に売買金額に応じた契約保証金をお振り込みください（契約保証金は、契約後に解約した場合でも納付いただく必要があります。）

【契約保証金額】

売買金額が100万円未満

→ 売買金額の10分の1（千円未満端数切捨て）* 一部又は全額免除の場合があります

売買金額が100万円以上500万円未満

→ 売買金額の10分の1（千円未満端数切捨て）

売買金額が500万円以上

→ 50万円

代金納入

売買代金（契約保証金を除いた金額）の納入

契約締結日より1ヶ月以内に納入してください。

所有権発生

市が代金納入を確認後、所有権が発生します

登記

代金納入後に所有権移転登記を市が行います

確認事項

- ・ 上記の印鑑証明書・収入印紙・登録免許税は、契約金以外でお金が必要になります。
- ・ 不動産取得税（県）・固定資産税（市）が賦課されます。

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

福井市役所 監理課 (0776) 20-5555